

韮崎市営総合運動場費用対効果分析及び施設整備基本構想策定業務委託  
公募型プロポーザル 実施要領

韮崎市教育委員会

## 1 趣旨

本市では、平成30年7月に策定した「スポーツ施設整備計画」等の各種計画に基づき効率的な公共施設の維持管理に努めている。

市営総合運動場（（都市公園「韮崎公園」）敷地面積約4.9ha）は、本市の基幹的なスポーツ施設及び都市公園であるが、老朽化の影響が懸念され、そのあり方を検討する必要がある、再整備事業を進めていくこととした。

本業務は、質の高い公共サービスを提供するため、官民連携による事業可能性の検討を踏まえた市営総合運動場の費用対効果分析及び施設整備基本構想策定業務の実施を目的とし、広く企画提案を募集して当該業務の受託事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

## 2 概要

(1) 業務名称 市営総合運動場費用対効果分析及び施設整備基本構想策定業務委託

(2) 業務内容

①基本構想の策定

市営総合運動場の施設整備に関する基本構想の策定

②費用対効果分析

前記①を踏まえて「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル（平成29年4月 国土交通省都市局公園緑地・景観課）」（以下、「大規模マニュアル」という。）を基本として費用対効果分析を行うためのデータ構築と今後の整備に向けた事業効果の明確化等

※ 詳細は、別添の「市営総合運動場費用対効果分析及び施設整備基本構想策定業務委託特記仕様書」を参照

(3) 予定契約期間

業務委託契約を締結した日から平成31年（2019年）9月27日

(4) 業務の成果品

①基本構想の策定

- ・市営総合運動場の再整備基本構想（A4版） 1式
- ・参考図面（平面図、主要立面図、イメージパース（A3判） 1式）

②費用対効果分析

- ・費用対効果分析検討報告書（A4判、1式）
- ・費用対効果分析データ（エクセルデータ、1式）

(5) 提供する資料

- ・韮崎市都市計画マスタープラン
- ・韮崎市地域防災計画
- ・韮崎市公共施設等総合管理計画
- ・韮崎市スポーツ推進計画、韮崎市スポーツ施設整備計画 等

※ 韮崎市ホームページに掲載

(6) 選考方法 公募型プロポーザル方式

(7) 契約金額の上限

6,480千円（消費税等を含む）

※ 契約金額には、成果品の制作等、当該業務に係る一切の経費を含むものとする。

(8) 主催者及び事務局

- ①主催者 韮崎市、韮崎市教育委員会
- ②事務局 韮崎市教育委員会教育課スポーツ振興担当

(9) スケジュール

- ①募集要領発表 平成31年2月26日(火)
  - ②質問書の受付期間 平成31年3月5日(火)  
午前9時～午後5時 必着
  - ③質問書に対する回答期限 平成31年3月11日(月)
  - ④応募(1次審査)受付期間 平成31年3月18日(月)～19日(火) 消印有効
  - ⑤1次審査結果通知(郵送) 平成31年3月26日(火) 付け
  - ⑥2次審査用企画提案書締切 平成31年4月15日(月) 消印有効
  - ⑦2次審査 平成31年4月下旬～5月上旬を予定(別途通知)  
(ヒアリングを含む。)
  - ⑧2次審査結果発表及び通知 平成31年4月下旬～5月上旬を予定(別途通知)
- ※ 申込等の説明会は行いません。

### 3 応募資格

- (1) 山梨県内に本社又は営業所等が所在している者
- (2) 韮崎市の競争入札参加資格(測量・建設コンサルタント等業務)を有し、登録事業者であること。
- (3) 過去10年以内(平成20年4月1日以降契約～平成31年1月31日完成)に、国又は地方公共団体が実施した次の業務実績を有すること。
  - ①スポーツ施設又は都市公園の費用対効果分析業務
  - ②官民連携による事業可能性調査業務
  - ③スポーツ施設又は都市公園の基本構想等策定業務
- (4) 別紙の特記仕様書で定める委託業務について、専門技術者等十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。また、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (5) 本業務において、技術士「建設部門(都市及び地方計画(公園緑地))」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者を管理技術者として配置できる者であること。
- (6) 本業務において、次の者を管理技術者として配置できる者であること。
  - ①スポーツ施設又は都市公園の費用対効果分析業務実績を有する者
  - ②官民連携による事業可能性調査の業務実績を有する者
  - ③スポーツ施設又は都市公園の基本構想等策定の業務実績を有する者
- (7) 本業務に関し、他の応募者の構成員又は他の提案書を提出する者の協力事務所(専門分野における技術の提供等を行う企業をいう。)でないこと。
- (8) 上記のほか、次の①～⑤のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
  - ② 次の申立てがなされている者
    - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
    - イ 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
    - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
  - ③ 本市における建設工事等又は物品買入れ等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者
  - ④ 事業者等又はその代表者等が次のいずれかに該当する者
    - ア 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 代表者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 代表者等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

#### 4 審査の方法

当該プロポーザルの審査は、非公開の2段階形式で行う。なお、本市が別に定める構成員で組織された審査員による企画提案書の審査の結果、企画提案書の審査得点の総計が最上位の者と次点の者を選定する。

##### (1) 1次審査（書類審査）

次の項目を評価し、2次審査において企画提案を求める4者程度を選定する。

###### ①応募者の経験・能力

- ・都市及び地方計画（公園緑地）に関する部門の建設コンサルタント登録の状況
- ・類似業務（費用対効果分析、基本構想策定）に係る業務実績、表彰歴 等

###### ②業務執行の実施体制

- ・業務遂行のため技術者等に係る適切な配置と実施体制の妥当性

###### ③応募者が予定する管理技術者等の経験・能力

- ・管理技術者及び担当技術者の保有資格（技術士資格（都市及び地方計画（公園緑地））等）
- ・管理技術者の経歴（代表的な業務の実績及び概要）、表彰歴 等

##### (2) 2次審査（書類審査、企画内容に関するヒアリング）

審査員による次の事項を記載した企画提案書の内容、ヒアリング審査（ヒアリング調査は必要に応じて実施）等により、評価の最上位の者と次点の者を選定する。

###### ①業務の実施方針

- ・業務の目的、条件、内容に係る理解度は高いか。
- ・韮崎市の各種計画と整合性のある実施方針であるか
- ・業務の実施方針に示す内容や実施手順は適格であるか。
- ・多様な視点から課題及びその解決方法を提案しその内容に実現性があるか。

###### ②業務の実実施計画

- ・業務量等の状況把握した上で実施計画を作成し、その内容は妥当であるか。
- ・1次審査で示した「業務執行の実施体制」において実現可能な計画であるか。

###### ③業務の実施方法（特定テーマ）

###### ・実施業務の適格性

- ア 提案内容は、地形・環境・地域特性などの本業務の条件と整合しているか。
- イ 提案内容が特定テーマに係る着眼点、課題とその解決方法として適格であるか。

###### ・実現性

- ア 提案内容は、それを裏付ける事実や実績が明示され、説得力があるか。
- イ 住民、行政等の多様な視点から課題の把握・分析がされているか。
- ウ 多様な視点から課題及びその解決方法を提案しその内容に実現性があるか。

###### ・論理性・独自性

- ア 提案内容は、論理的・合理的視点から課題とその解決方法を提案できているか。
- イ 提案内容は、独自の新しい価値やアイデアを企画・提案できているか。

###### ④見積金額

## 5 応募手続等

### (1) 実施要領等の配布

#### ①配布する資料

ア 「韮崎市営総合運動場費用対効果分析及び施設整備基本構想策定業務委託」公募型プロポーザル 実施要領（以下「実施要領」という。）

イ 「韮崎市営総合運動場費用対効果分析及び施設整備基本構想策定業務委託」特記仕様書（以下「仕様書」という。）

ウ 様式集

②配布時期 平成31年2月26日（火）から平成31年4月15日（月）まで

#### ③配布場所

ア 韮崎市ホームページ (<http://www.city.nirasaki.lg.jp/>)

イ 韮崎市教育委員会教育課スポーツ振興担当の窓口

場所 韮崎市本町四丁目9番2号 韮崎市営総合運動場体育館内

日時 平日の午前8時30分から午後5時まで

### (2) 質問及び回答

#### ①質問の提出方法 電子メール

ア 質問は、質問書（第1号様式）により提出すること。電話、窓口等の口頭による照会には応じない。

イ 電子メールの表題は「韮崎市営総合運動場費用対効果分析及び施設整備基本構想策定業務委託業務質問書」と記載して送付すること。

②質問受付期間 「2-(9)スケジュール」記載のとおり

③提出先 韮崎市教育委員会教育課 スポーツ振興 担当者：内藤 嘉夫

E-mail : [yoshio.naitou@city.nirasaki.lg.jp](mailto:yoshio.naitou@city.nirasaki.lg.jp)

#### ④質問の回答

ア 質問に対する回答は、平成31年3月11日（月）までに韮崎市ホームページに掲載する。

イ 質問に対する回答は、本実施要領及びその他配布する書類の追加及び修正とみなすものとする。

### (3) 応募申込み（1次審査）

本業務への応募を希望する者は、次のとおり参加を申し込むものとする。

#### ①提出書類及び部数

ア 応募申込書（第2号様式） 1部

イ 応募者概要書（第3号様式） 1部

ウ 業務の実施体制（第4号様式） 1部

※ 他の法人等や専門家との協力体制等があれば記載

エ 予定管理技術者の経歴等に関する事項（第5-1号様式） 1部

オ 予定管理技術者及び予定担当技術者の業務実績等に関する事項（第5-2号様式） 1部

※ 第2号様式から第5-2号様式までの規格は、A4判とし、縦置き横書きとする。

②提出期間 「2-(9)スケジュール」記載のとおり

③提出先 〒407-0024

山梨県韮崎市本町四丁目9番2号（市営総合運動場体育館内）

韮崎市教育委員会教育課 スポーツ振興担当

④提出方法 上記提出先への持参、郵送又は宅配とする。

※ ファックス、電子メール等での提出は不可とする。

※ 持参する場合は、平日（午前8時30分から午後5時まで）に限る。

※ 郵送の場合は書留とし、提出期限日までの必着とする。

※ 宅配の場合は、提出期限日までに必着とする。

⑤その他 上記の内容及び応募資格条件に適合しない応募申込みは無効とする。

(4) 企画提案書の提出（2次審査 提案は1応募者1案のみとする。）

1次審査を通過したと通知された者は、以下の事項を踏まえて企画提案書を提出する。

①提出書類及び部数

ア 企画提案書（第6号様式） 10部（正1部、副9部）

イ 業務の実施方針（第7号様式） 10部

ウ 業務の実施計画（第8号様式） 10部

エ 業務の実施方法（特定テーマ）（第9号様式） 10部

オ 業務の実施体制（応募申込時に提出した第4号様式を添付） 10部

カ 見積書（任意様式、要押印） 1部

※ 見積書の標題に「韮崎市営総合運動場費用対効果分析及び施設整備基本構想策定業務委託」と記載すること。

※ 当該業務に係る所要経費を全て見積もるものとし、根拠となる明細を明らかにすること。

※ 見積金額には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、税額を記載すること。

②企画提案の作成上の基本的事項

このプロポーザルは、当該委託業務の具体的な取組方法について募集するものであり、当該業務の具体的な内容や成果の一部（図面、模型写真等）を求めるものではない。

具体的な当該委託業務は、契約後に、企画提案書に記載された具体的な取組方法を反映し、発注者が提示した資料に基づいて発注者と協議の上、業務を開始する。

③企画提案作成要領

ア 企画提案書のフォーマットは第6号様式から第9号様式までとし、各様式の大きさはA4判縦置き横書きに限定する。

イ 右上に、本プロポーザルの「登録番号」を記載すること。

ウ 表現方法は自由とするが、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

エ 記述する文字や枠などの大きさ、書体はA4判の中に納まる範囲（用紙外側から1cm以上の空枠を確保すること。）で調整し、各様式中の注意事項は、消去することができる。

オ 企画提案書には、応募者を特定する会社名、住所、ロゴマーク等は記載しないこと。

カ 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

④特定テーマ

本プロポーザルでは、以下の事項を特定テーマとする。

ア 市営総合運動場整備に係る基本方針検討における留意点とその解決手段について

イ 市営総合運動場整備における利用可能な競技種目を踏まえた導入機能の設定に係る留意点とその効果的な実施方法について

ウ 官民連携による事業可能性を含めた市営総合運動場の整備費の低減に向けた留意点とその解決方法について

※ 特定テーマのアからウまでの提案書は、それぞれテーマごとにA4判縦各1枚（第9号様式）にまとめること。

※ その他の提案事項がある場合には、A4縦1枚（第9号様式）にまとめること。

⑤提出期間 「2-(9)スケジュール」記載のとおり

⑥提出先 〒407-0024

山梨県韮崎市本町四丁目9番2号（市営総合運動場体育館内）

- ⑦提出方法 上記提出先への持参、郵送又は宅配とする。
- ※ ファックス、電子メール等での提出は不可とする。
  - ※ 持参する場合は、平日（午前8時30分から午後5時まで）に限る。
  - ※ 郵送の場合は書留とし、提出期限日までの必着とする。
  - ※ 宅配の場合は、提出期限日までに必着とする。
- ⑧企画提案書等の取扱い
- ア 企画提案書の提出後、事業者選定までの間は、企画提案書に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。
  - イ 提出された書類は、一切返却しない。
  - ウ 企画提案書の著作権は応募者に帰属するが、プロポーザルに関わる事務での使用の権利は、主催者が所有し、無償で使用する。
- ⑨企画提案書の失格
- ア 企画提案書を提出期限に提出しない場合
  - イ 企画提案書の内容に虚偽の記載があった場合
  - ウ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 見積金額が契約金額の上限額を超える場合
  - オ その他主催者が失格と認める場合

## 6 審査結果の発表

- (1) 1次審査の結果は応募者全員に書面にて通知する。
- (2) 2次審査の結果は2次審査対象者全員に書面にて通知する。
- ※ 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

## 7 プロポーザルによって選定される事業者の業務

- (1) 当該プロポーザルの最優秀者は、随意契約。審査結果発表後に最優秀者と随意契約に向け協議を行うが、合意に至らない場合は、次点者との協議を行う。
- (2) 随意契約の合意に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

## 8 ヒアリング

- (1) 必要に応じて、企画提案書を提出した者に対しヒアリングを実施する。提案書の内容が、他者に比べ、明らかに優れている場合は実施しない場合がある。
- (2) 2次審査対象者に別途通知する。
- (3) 実施方法
  - ① 応募者が提出した企画提案書の内容について説明を行った後、「4 審査の方法」記載の審査員が質疑応答を行う。
  - ② 企画提案書（またはその一部）を拡大パネル化したものは持ち込み可とする。ただし、模型の補足説明資料の持込みは不可とする。
  - ③ 企画提案書の説明は、パソコンでパワーポイント等のソフトウェアを用いてプロジェクターでスクリーンに映写して行うことは可とする。  
※パソコン及び周辺機器の環境については、2次審査対象者に別途案内する。
  - ④ プレゼンテーションは提出済みの企画提案書に基づいたものとし、企画提案に記載した図や写真のみ使用可とする。
  - ⑤ 1者当たりの説明及び質疑応答は、別途通知する。

## 9 その他留意事項

- (1) 応募申込書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者の全額

負担とする。

- (2) 応募申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該応募申込書及び企画提案書を無効とする。

**10 事務局、問い合わせ先**

〒407-0024

山梨県韮崎市本町四丁目9番2号

韮崎市教育課スポーツ振興担当

電話：0551-22-0498

E-mail：[yoshio.naitou@city.nirasaki.lg.jp](mailto:yoshio.naitou@city.nirasaki.lg.jp)